

議案第 3 号

権利の放棄について

市は、次により債権を放棄する。

- 1 債権の内容
重度心身障害者医療費助成金
- 2 債務者
身体障害者手帳所持者 1名
- 3 放棄する債権額
1, 212, 824円

4 放棄の理由

当該債権は、市が誤った資格認定を行った瑕疵によるところが大きいこと、また、債務者が障害者という社会的弱者であることや、債務者が得た利得は、受給券を利用し継続して受診した医療費等により、すでに費消されている等の状況を踏まえ、助成金の返還を求めないものである。

令和 5 年 8 月 2 8 日提出

四街道市長 鈴木 陽 介

提案理由

本案は、重度心身障害者医療費助成金に係る債権を放棄するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 10 号の規定により提案するものであります。